

若草保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人 後人社
代表者氏名	理事長 佐藤 徹郎
所 在 地	静岡市駿河区西脇 6 3 6
電 話 番 号	054-282-3389
法人設立年月日	昭和44年11月12日
定款の目的に定めた事業	保育所の経営 一時預かり事業の経営

2 事業の目的、保育方針

事業の目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。
保育方針	●子どもが安心感と信頼感を持って活動できるように、一人ひとりの子どもの気持ち・存在を受け止めるようにする ●健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境、自己を充分発揮でき子どもたちが思う存分遊べる環境を整える ●子ども一人ひとりを主体として、子どもの個人差に十分配慮しながら、一人ひとりの発達過程に応じて保育する ●集団の中で、子ども同士が互いに尊重する心を大切にしあい、子どもどうしで育ち合う経験がもてるような保育を工夫する ●生活や遊びの体験の中で、子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にする ●それぞれの親子関係や家庭生活などに配慮しながら、保護者と保育者が子どもの最善について共に考え、共有し合えるような環境をつくる

3 施設の概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	若草保育園
開 設 年 月 日	昭和45年4月1日
施 設 の 所 在 地	静岡市駿河区西脇 6 3 6
連 絡 先	電話番号 054-282-3389 F A X 054-282-3390
事 業 所 番 号	2 2 2 0 4
管 理 者	園長 望月いづみ

利 用 定 員	満3歳以上の児童【2号】	65人
	満1歳以上満3歳未満の児童【3号】	40人
	満1歳未満の児童【3号】	15人
職 員 数	37人	
嘱 託 医	勝又小児科アレルギー科医院 勝又正孝	TEL 054-252-6801
	歯科・ファーストスマイル 原田孝行	TEL 054-284-4864

4 開園日・開園時間及び休園日

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする。	
保育を提供する時間	保育標準時間認定	午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間 ※ 午後6時から午後7時までの範囲内で延長保育を実施。
	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時までの範囲内で延長保育を実施。

5 施設・設備等の概要

敷地	面 積	1235.26㎡	
建物	構 造	鉄骨造陸屋根・ルーフینگ 葺二階建	
	延床面積	848.98㎡	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	0歳児保育室	1室	50.49㎡
	1歳児保育室	2室	82.09㎡
	2歳児保育室	1室	93.26㎡
	3歳児保育室	1室	53.52㎡
	4歳児保育室	1室	60.33㎡
	5歳児保育室	1室	60.56㎡
	支援室	1室	30.71㎡
	事務室	1室	39.33㎡
	給食室	1室	40.90㎡
	支援スペース他		332.21㎡
	屋外遊技場		462.46㎡

本園では「静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第8号。以下「市条例」という。）」の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和7年4月1日現在）

職 種	常勤	非常勤
園長	1 人	
主任保育士	1 人	
保育士	14 人	8 人
保育補助		3 人
調理員	1 人	4 人
栄養士	1 人	
事務員	1 人	
看護師		1 人
産休	1 人	

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

（1）保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

（2）毎日の保育の流れ

一日の保育スケジュールは、以下のとおりです。

幼児組（3・4・5歳児）の活動	乳児組（0・1・2歳児）の活動
7：00～ 早番保育	7：00～ 早番保育
8：30 登 園	8：30 登園 朝の健康チェック
9：00 朝の会・歌・運動・自由遊び	9：00 自由遊び
10：00 音楽あそび 体操教室 戸外活動 クッキングあそび 製作活動 栽培 ごっこ遊び 英語で遊ぼう 他	9：30 お散歩、運動遊び、ごっこ遊び 製作活動 感触あそび 手あそび 園庭あそび 他
11：15 お給食の時間 フッ素洗口実施（4，5歳児） おはなし・絵本・紙芝居	11：00 お給食の時間 お昼寝準備
13：00 午後の活動（3，4，5歳児） 〔秋頃から歳児により 午後の自由遊び 戸外・室内遊び〕	11：30 食べ終わった子からお昼寝
15：00 おやつの時間	14：30 お昼寝からお目覚め
帰りの会	15：00 おやつの時間 降園準備
16：00 自由遊びをしてお迎えを待ちます 保育士は環境整備	16：00 室内遊びをしてお迎えを待ちます 保育士は環境整備
16：30 遅番保育	16：30 遅番保育
18：00～ 延長保育	18：00～ 延長保育

(3) 食事の提供

給食等の方針	保育園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でバランスのとれたおいしい給食を目指しています。日本の季節の行事食や旬の食材を積極的に取り入れ、その味・由来を伝えたり、食育を保育の一環として行います。乳児はひとり一人の成長に合わせ段階的に離乳食をすすめます。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。おやつは手づくりを中心に提供します。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。 ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

(4) 健康診断

①健康診断

年2回、嘱託医が健診します。結果については、保健票に記載します。

②歯科健診

年2回、嘱託歯科医が健診します。要治療等の場合は通知します。

③視力検査

4歳児クラスで保育士・看護師が実施 要注意の場合は通知します。

④身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、身体測定表に記載します。保健票のグラフへの転記は保護者の方をお願いします。

(5) その他

子育て支援事業の実施。

月1回未就園児の会(おしゃべりサロン)の実施

未就園児への園庭解放・保育相談受付

8 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町に対し、当該市町が定める保育料をお支払いいただきます。

（2019年10月1日から3歳から5歳児クラスは無償）

(2) 保育の提供に要する実費に係る徴収

（1）に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項目	対象年齢	金額	
幼児給食費 （主食+副食費）	3・4・5歳児	月額	5,700円 （物価高騰等により変更あり）
給食費引落手数料	3・4・5歳児	月額	165円
絵本代	全園児	月額	400円程度
道具・用品代	0歳児	年額	840円程度
	1歳児	年額	840～1,740円程度
	2歳児	年額	840～2,300円程度
	3歳児	年額	1,100～10,200円程度
	4歳児	年額	1,300～12,000円程度
	5歳児	年額	1,830～13,000円程度

※ 上記のほか、園外保育（遠足）へ保護者参加の場合は交通費等、必要な実費は随時お知らせします。

※ 保護者会による下記の徴収が別途あります。

保護者会費（保護者会）	全園児	月額	350円
卒園積立金（保護者会）	5歳児	月額	1,600円程度

(3) 延長保育料

対象	時間	料金
保育短時間認定	午前7時～午前8時30分	日額 200円
	午後4時30分から午後6時まで	日額 200円
	午後6時から午後7時まで	日額 200円
保育標準時間認定	午後6時から午後7時まで	日額 200円

9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

（1）利用児童が小学校に就学したとき。

（2）児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

（3）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、救急車要請、最寄りの医療機関・本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

11 非常時の対応

(1) 非常災害時の対策

管轄する警察署	静岡南警察署 中島交番 TEL054-286-0992
消防計画の作成	提出先：駿河消防署 届出日：平成24年10月 防火管理者：園長 望月いづみ
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器、避難器具、緊急地震速報受信装置、AED
避難訓練	主に火災及び地震を想定し、月1回実施 他不審者、竜巻、ライブジャケット着脱訓練を実施
避難場所	園舎屋上・中島児童館・中島小学校
総合防災訓練	保護者への引渡し訓練年1回を含む消防署立会の総合的訓練年2回
園児の引き渡し	震度5強の地震、南海トラフ地震関連の情報、「警戒レベル3」以上の避難情報の場合、園で直接引き渡し *警報発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され場合は、重大な災害の危険が著しく高まっていると判断し、2号・3号認定の子どもに関係なく自宅待機又は臨時休業等になります。

(2) 風水害時の自宅待機、臨時休業の取り扱い

安全に留意し登園させてください。ご家庭の判断、事情によりお休みする場合は園に連絡をお願いします。

自宅待機及び臨時休業Ⅰの条件		朝6時の時点で「暴風警報」が「静岡市南部」に出ていた場合は、原則自宅待機とする。 午前11時までに自宅待機が解除されない場合は臨時休業とする。
臨時休業Ⅱの条件		朝6時の時点で静岡市に「特別警報」または中島学区に「警戒レベル3」以上の避難情報が出た場合、臨時休業とする。
	入園時	重要事項説明書
	年度当初	お知らせ配布
	警報発令が予想される日	連絡しない（園配布の文書で保護者が判断）
	当日朝	連絡しない
	自宅待機解除及び休業決定	連絡しない

12 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	株式会社 損保ジャパン
保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	対人賠償 10 億円 財物賠償 200 万円

13 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 望月いづみ
-------------	----------

14 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情解決責任者	園 長 望月いづみ	
苦情受付担当者	主任保育士 森 央乃	
第三者委員	梅原克嘉	連絡先 054-286-1743
	石部知子	連絡先 054-281-9655
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。	

重要事項説明書に関する同意書

保育の提供を開始するに当たり、重要事項説明書により重要事項の説明を行いました。

説明者：若草保育園 園長 望月いづみ

私は、重要事項説明書により重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：_____

保護者氏名：_____
(署名又は記名押印)

園児との続柄：_____

園児氏名：_____

生 年 月 日： 平成・令和 年 月 日生